

◎新潟県告示第1056号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、新潟海区における共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権を次のとおり免許した。

平成25年9月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 共同漁業権

免許の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

公 示 番 号	免 許 番 号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁場の位置及び区域、漁業時期	制限又は条件
新 共 第1号	新 共 第1号	岩船郡粟島浦村84番地乙 粟島浦漁業協同組合	平成25年5月28日新潟県告示第756号公示内容のとおり	—
新 共 第2号	新 共 第2号	新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合	同 上	①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網5ケ統以内及び2階網2ケ統以内とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網2ケ統以内及び2階網6ケ統以内とする。 ③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。 ④村上市勝木地内勝木川河口中央より半径700メートルの区域内における第2種共同漁業さけ小型定置漁業は操業してはならない。
新 共 第3号	新 共 第3号	同 上	同 上	①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網3ケ統以内とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網3ケ統以内とする。 ③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網3ケ統以内とする。 ④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新 共 第4号	新 共 第4号	同 上	同 上	①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ケ統とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ケ統とする。 ③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ケ統とする。 ④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新 共 第5号	新 共 第5号	同 上	同 上	第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を2階網2ケ統以内とする。
新 共 第6号	新 共 第6号	同 上	同 上	—
新 共 第7号	新 共 第7号	北蒲原郡聖籠町大字網代浜1612番地147 聖籠町漁業協同組合	同 上	第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ケ統とする。
新 共 第8号	新 共 第8号	新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合	同 上	①第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を2階網2ケ統以内とする。 ②第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。

公 示 番 号	免 許 番 号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁場の位置及び区域、漁業時期	制限又は条件
新 共 第9号	新 共 第9号	新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合	平成25年5月28日新潟 県告示第756号公示内 容のとおり	①第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網2ケ統以内とする。 ②第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。 ③新潟港第2西防波堤灯台を中心として半径4,000メートルの区域内における第2種共同漁業雑魚小型定置漁業は操業してはならない。
新 共 第10号	新 共 第10号	同 上	同 上	—
新 共 第11号	新 共 第11号	同 上	同 上	—
新 共 第12号	新 共 第12号	同 上	同 上	第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新 共 第13号	新 共 第13号	長岡市寺泊大町9778番地1 寺泊漁業協同組合	同 上	①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を2階網3ケ統以内とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を2階網3ケ統以内とする。 ③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を2階網2ケ統以内とする。 ④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新 共 第14号	新 共 第14号	新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合ほか1漁業協同組合	同 上	①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ケ統とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網1ケ統とする。 ③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新 共 第15号	新 共 第15号	新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合	同 上	①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ケ統以内とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ケ統とする。 ③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新 共 第16号	新 共 第16号	同 上	同 上	第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新 共 第17号	新 共 第17号	上越市大字黒井2912番地 上越市漁業協同組合	同 上	同 上
新 共 第18号	新 共 第18号	同 上	同 上	同 上
新 共 第19号	新 共 第19号	同 上	同 上	①第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ケ統とする。 ②第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。 ③直江津港湾区域及び直江津港導流堤灯台から321度2,200メートルの点を中心とする半径700メートルの検査錨地の区域内における第2種共同漁業雑魚小型定置漁業は操業してはならない。
新 共 第20号	新 共 第20号	新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合ほか1漁業協同組合	同 上	—

公 示 番 号	免 許 番 号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁場の位置及び区域、漁業時期	制限又は条件
新 共 第21号	新 共 第21号	上越市大字黒井2912番地 上越市漁業協同組合ほか2漁業協同組合	平成25年5月28日新潟 県告示第756号公示内 容のとおり	—
新 共 第22号	新 共 第22号	上越市名立区名立小泊1563番地1 名立漁業協同組合	同 上	—
新 共 第23号	新 共 第23号	糸魚川市大字能生字中山7567番地2地先 上越漁業協同組合	同 上	—
新 共 第24号	新 共 第24号	同 上	同 上	第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新 共 第25号	新 共 第25号	同 上	同 上	同 上
新 共 第26号	新 共 第26号	同 上	同 上	同 上
新 共 第27号	新 共 第27号	糸魚川市大字市振903番地 青海町漁業協同組合	同 上	同 上
新 共 第28号	新 共 第28号	新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合	同 上	—
新 共 第29号	新 共 第29号	同 上	同 上	—
新 共 第30号	新 共 第30号	同 上	同 上	—
新 共 第31号	新 共 第31号	同 上	同 上	—
新 共 第32号	新 共 第32号	同 上	同 上	—
新 共 第33号	新 共 第33号	同 上	同 上	—
新 共 第34号	新 共 第34号	同 上	同 上	—
新 共 第35号	新 共 第35号	長岡市寺泊大町9778番地1 寺泊漁業協同組合	同 上	—
新 共 第36号	新 共 第36号	同 上	同 上	—
新 共 第37号	新 共 第37号	新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合	同 上	—
新 共 第38号	新 共 第38号	同 上	同 上	—
新 共 第39号	新 共 第39号	同 上	同 上	—
新 共 第40号	新 共 第40号	同 上	同 上	—

公 示 番 号	免 許 番 号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁場の位置及び区域、漁業時期	制限又は条件
新 共 第41号	新 共 第41号	新潟市中央区万代島2番1号 新潟漁業協同組合	平成25年5月28日新潟 県告示第756号公示内 容のとおり	—
新 共 第42号	新 共 第42号	同 上	同 上	—
新 共 第43号	新 共 第43号	同 上	同 上	—
新 共 第44号	新 共 第44号	同 上	同 上	—
新 共 第45号	新 共 第45号	同 上	同 上	—
新 共 第46号	新 共 第46号	同 上	同 上	—

## 2 区画漁業権

免許の存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

公 示 番 号	免 許 番 号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁場の位置及び区域、漁業時期	制限又は条件
新 区 第1号	新 区 第1号	岩船郡粟島浦村84番地乙 粟島浦漁業協同組合	平成25年5月28日新潟 県告示第756号公示内 容のとおり	—
新 区 第2号	新 区 第2号	同 上	同 上	—
新 区 第3号	新 区 第3号	上越市大字黒井2912番地 上越市漁業協同組合	同 上	—
新 区 第4号	新 区 第4号	上越市名立区名立小泊1563番地1 名立漁業協同組合	同 上	—
新 区 第5号	新 区 第5号	糸魚川市大字市振903番地 青海町漁業協同組合	同 上	—

## 3 定置漁業権

免許の存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

公 示 番 号	免 許 番 号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁場の位置及び区域、漁業時期	制限又は条件
新 定 第1号	新 定 第1号	岩船郡粟島浦村123番地1 有限会社粟島定置	平成25年5月28日新潟 県告示第756号公示内 容のとおり	—
新 定 第2号	新 定 第2号	同 上	同 上	—
新 定 第3号	新 定 第3号	同 上	同 上	—

公 示 番 号	免 許 番 号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類及び氏名、漁 場の位置及び区域、漁 業時期	制限又は条件
新 定 第4号	新 定 第4号	糸魚川市大字竹ヶ花59番地 金子一郎ほか4人(糸魚川定置網組合)	平成25年5月28日新潟 県告示第756号公示内 容のとおり	—
新 定 第5号	新 定 第5号	糸魚川市大字市振1098番地1 大西信春ほか3人(青海定置網組合)	同 上	—
新 定 第6号	新 定 第6号	同 上	同 上	—
新 定 第7号	新 定 第7号	糸魚川市大字外波186番地11 松本要ほか3人(市振定置網組合)	同 上	—
新 定 第8号	新 定 第8号	糸魚川市大字市振1098番地1 大西信春ほか3人(市振定置網組合)	同 上	—